

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和3年6月25日（金） 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 早川委員長・米弥副委員長・重廣委員・重村委員・岩藤委員・
有田委員・田村委員・西村委員・松岡委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・岡本次長補佐
8. 協議事項
6月定例会本会議（6月21日）から付託された事件（議案2件）
9. 傍聴者 1名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前10時05分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和3年6月25日

文教産業常任委員長

早川文乃

記録調整者

岡本次

早川委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員9人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。なお、採決は挙手により行います。賛成の方は挙手をしていただきますが、委員長が結果を宣告するまでは手を挙げたままお待ちください。

それでは、これより、本委員会に付託されました議案2件について、審査を行います。はじめに、議案第2号「令和3年度長門市下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

田村上下水道局長 おはようございます。それでは補足説明をさせていただきます。本業務は、公共下水道の主要な処理場であります長門地区の東深川浄化センター及び6箇所の中継ポンプ場施設と、並びに俵山浄化センターの維持管理について、精通するベテラン職員の減少により、自治体職員側のみでは限界があることから、第2次長門市総合計画や第4次長門市経営改革プラン等でお示ししていますとおり、管理体制を見直しし、令和元年度から直営方式から包括的民間委託へ移行し維持管理を行っているところであります。この度、第1期目の令和元年度からの委託期間が令和3年度で終了しますことから、令和4年度以降も引き続き包括的民間委託を行うこととしております。民間への委託方法としましては、前回と同様に一定の性能である水質基準を確保させ、運転方法には民間事業者の裁量・創意工夫に任せる性能発注方式を採用し、各種の手続きや調達業務、修繕業務なども含めた包括的委託とすることで、技術力の確保や業務の効率化などが期待できる複数年契約の包括的民間委託として実施することとしております。受託者の選定につきましても、前回と同様に民間の優れた技術やノウハウを重視する公募型プロポーザル方式で実施し、年内までに受託者を決定し、複数年契約の包括的民間委託として実施するために、令和4年度から令和8年度までの5年間で第2期目の業務として今回、総額6億2,425万円の限度額の債務負担行為を設定するものであります。以上で補足説明とさせていただきます。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

米弥委員 おはようございます。この度の債務負担行為 6 億 2,425 万円なんですけど、なぜ補正予算で計上されるのか。当初予算で計上できなかったのかお尋ねいたします。

吉岡管理課長 5 箇年の債務負担行為を設定するにあたって、積算をする時期というのが一番近い積算をさせていただこうと思っております。その関係で来年度の積算に近付けるために、今年度の補正で間に合うギリギリのタイミングでこの度補正計上させていただいたことになっております。

米弥委員 前回 3 年間ということで、計上費が 3 億 2,400 万円というふう聞いております。1 年あたり 1 億 800 万円の計算になるんですが、この度の令和 4 年度から令和 8 年度、5 年間で 6 億 2,425 万円。1 年間で計算しますと 1 億 2,485 万円。3 年間と 5 年間なんですけど、1 年間の差額が 1,680 万円ほど発生するんですけど、この差額をお尋ねいたします。

濱谷施設整備課長 増額の中身、内容につきましてご説明いたします。増額の要因としましては、労務単価や歩掛、それから諸経費、途中で消費税が 8% から 10% に変わったこと、それから各設備のほう年々古くなっておりますので、それに伴う点検の業務量の増加、そういったものによるものです。特に労務費につきましては、この 3 年間で約 9% も上昇しております。本業務の積算は、このほとんどがこの労務費にての算出ということになりますから、前回に比べて約 10 数% の増額になっております。加えて、前回は、1 期のほうには含まれておりませんでした水質とかの法定点検なんですけど、関連性が非常に大きいということから、今回はこの包括のほうの委託の業務に含んだことが増額の原因になっております。

早川委員長 ほかに、ご質疑はありますか。

重廣委員 それでは今、単年度あたりの金額が変わったという説明はいただきました。この包括的維持管理業務委託されたことによる検証・評価を課としてどのようにされているのか、2 年終わったばかりで、今 3 年目に入っていますよね。次は 5 年間するという計画を立てていらっしゃるんですが、今までは直営でやっていたものを業務委託したと、2 年間の実績とはなりますが、評価は局としてどのように考えておられるのか伺います。

濱谷施設整備課長 1 期目の評価はどうかということですが、現在 1 期 3 年のうちの 2 年を終えたところです。本業務に関しては、局として評価できると考えております。理由としましては、まずは大雨等の非常時における支援体制、人員・資機材ともに強化が図られております。従来のセンターの職員だけでは、人員・資機材ともに不足しておりましたが、委託によりまして以前より充実した体制を整えることが可能となっております。次に、性能発注方式のために、高度でかつ適正な運転管理を行えているところです。設備の悪化の兆候を未然

に捉えて事前対応を行い、より良い市民サービスが提供できていると思っております。また、これらの機器に修繕が必要であっても、従来よりも迅速に対応実施できているところです。それからあとは、適切で効率的な運転管理を行うことで、電力使用量等の削減が実施できております。最後に、市の職員の時間外等の負担も軽減されております。従来は薬品類の発注であるとか、全ての施設の維持管理を行っておりましたが、時間外で比較しますと合計の時間外数が約 50%以上は削減されております。以上が、1 期の評価というふうに考えております。

重廣委員 今回の評価の中、かなり高い評価をされているというふうに感じましたが、この業務委託されるときに財政的なメリットもあると、電力量の削減と、今言われたのが残業時間といいますか、その分の削減ができた。1 億 800 万円の単年あたりの計画でしたが、単年あたりどの程度の財政的な削減ができた、メリットがあったというような評価はされていないですか。

濱谷施設整備課長 コスト的なメリット・削減ということですが、前は導入直前の市費の、市の職員の人件費とか、先ほどの薬品の調達とか、そういったものが直前まできちんと算出が可能であったので、直営と民間の委託の費用比較というのができました。しかしながら今回、導入後 2 年を経過しまして、その間に正規職員の退職と委託費に薬品の費用を含めたこと、そういったことから比較対象となります市費の算出ができないのが実情であります。ただし、前回と比較して削減ができるというふうに申しておると思うんですが、先ほど申しました電力使用料金や市職員の時間外手当といったこと、それから正規職員が 2 名ほど再任用職員になったこと、そういった人件費等も当時と比べて下がっているということから、委託のほうがコスト面でもメリットがあるというふうに推測はされます。

重廣委員 はい、分かりました。前は 31 年から令和 3 年度いっぱい、第 2 期といいますか、令和 4 年から 8 年、3 年であったものが今度は 5 年間に変わりますよね。この 3 年から 5 年に延長されたという理由はなんでしょうか。

濱谷施設整備課長 3 年から 5 年に延ばした理由といたしましては、これまで 1 期 2 年の実績を検証しましたところ、委託業者が持つておられる知識や技術力そういったもので本施設に対応した良好な運転管理がなされており、また処理水の水質についても安定した水質が確保できていること、そういったことから一定の評価をすることができると考えております。また、委託期間 3 年を 5 年に延長することによりまして、これまで積み上げてきたそういったノウハウ・経験値を引き継いでいくことで、更なる効率的な運営ができるというふうに考えております。

重廣委員 最後になりますが、これは公募型プロポーザル方式で、今年度中に 4

年度からの決定をされるということなのですが、今現在やられているのは大手さんと地元企業さんのJVという格好ではなかったかと思います。これは公募型で競争入札という格好になりますかね。当然されるんでしょうけど、また今と同じような随意契約的なものになるんじゃないかとちょっと心配しているんですよ。それだけ業者も沢山ありませんし、そういうことに関して課としてどのように考えておられるか伺いたします。

田村上下水道局長 確かに、全国的には第2期目の期間についての応募については、数が減るという傾向はございます。しかしながら、やはり性能発注による包括的民間委託ということで、前回の3社の中では一番良い業者ということで選定して、市内の民間業者とJVを組んでいच्छやるとということで、それも受けまして今回は募集の方法として今からそれを決めてはいくんですが、実態としてJVとしてなっておりますので、最初の応募の条件を設定するとき、大手の市外の代表企業と市内枠の企業枠というかたちに分けて、そこでJVを組むようなかたちで考えております。できれば、今現行の大手の企業よりか、また1社、2社、より提案があればそのほうがベターでありますし、やはり地元の業者との関係がございましたから、そこでうちが優先順位を決めた業者と協議していかないといけないんですけれども、その方向性で今考えているというような状況です。

重廣委員 これは数少ない企業の中から選ばれるということなのですが、ぜひ地元の業者を使っていたきたいという気持ちが強いので、それだけは申し上げておきます。これは答弁ありません。

重村委員 質疑したいことは、ほぼしていただきましたのであれですけど、1点引っかかるのは、今年度までの3年間というのは、行政側もこの包括的な管理業務の委託というのは初めて出すからということで3年だったと思うんですね。受ける業者も初めてなので、やっぱり最初の管理期間というのはどんなことが想定されるか分からないということで、行政側もあんまり長くない3年というスパンで第1期目は出されたと思うんです。第2期目、今の今度の業者選定、来年度からの業者選定というのが、また公募型となると、ひょっとして大手の企業さんが変わると、またその方が初めてになるわけですよ。そういったところで、今回は2期目ということで5年の債務負担行為ということは公募型の選定する相手側のほうも複数年とは言われているけど、多分5年の指定管理ということで多分考えられているんだろうと思うんですよ。そういったときに業者が変わるとどうなのかなと、また初めての業者の方が5年というスパンで受けることが果たしてどうなのかということも少し懸念があります。それで1点、これは見解をお尋ねしたいんですけど、これから下水料金等の改正もこれからは視野に入れながらの下水道局の運営になります。そんな中で、5年間の将

来にわたる財政負担の見通しをきちんと立てておくといった意味でも、今回の債務負担行為というのは大切な位置づけなのかもしれませんが、下水道料金の改定にあたっては当然、市民の皆様云々というのがありますけど、まずは水道局としての努力が市民の皆さんに認められて、市民の皆さんも水道局、下水道局もよくやってくれておると。だけど、会計上どうもならないと、それは市民も協力しないといけないというような議論ができるためには、この業務というのはすごく大切なんですよ。ここの業者の方にもいろんな知恵を出してもらって頑張ってもらわないと多分、料金改定云々の議論に進んでいかない。そのあたり、料金改定を含めて、この業者とこの債務負担行為を絡めての見解をお尋ねしたいと思います。

田村上下水道局長 重村委員がおっしゃるとおり、この包括的民間委託というのは、市の中心の一番大規模なメインの処理施設でございますので、ここをきちんと運営していくというのが大きな業務になります。これにつきましては、まず地元の分の育成というのもありまして、最初の条件では単体で予定していたんですけど、地元の企業を育成するという形で、それは要求水準に上げていたんですけど、それを大手のほうで一步踏み込んだ共同企業体ということにさせていただいております、そこも含めて今一生懸命大手のノウハウを地元の企業の社員のところに引き継いでいただいております。研修とかも行いながら、その辺はできております。という意味で、その辺も一応安定的でもありますから、一応 5 年という数字で置いてそれを検討しております。これをするによって、今料金関係の歳出ですよ。歳出のほうが一応、今のベースでそのまま通常は委託で言うと、年間物価が上がると、どんどん上がるという傾向もございますので、ある程度 3 年を 5 年という形で当初の枠の中で収めるということで、企業側にとっても 3 年から 5 年の安定した収入が得られるということで、その範囲内で業務ができるということで、ここにとってもメリットがあつて、うちもある程度そこを将来的な物価の上昇等も、その中の範囲内で収めることができるということで、そういうふうなことで判断しておりますので、いずれにしる料金改定が今から本格的になります。まずは水道料金から始まりますけど、下水道料金も含めて、そこもまず節約、行政としてまずやるべきことはいかに今の経費を削減するかということが第一でございますので、そのメインである東深川浄化センターを中心とした大きい包括的な部分をまずしっかりと節約、並びにきちんとした業務の継続ができるような方向性を探りまして、今後はその料金改定のほうに向かいたいというふうに考えております。

吉岡管理課長 1 点だけ補足させていただきます。引き継ぎの件なんですけども、一応来年の 1 月から 3 月の期間につきまして、引き継ぎ期間というのを設けておりまして、その間に委託相手側が変わられた場合でも、その間に引き継いで

いただくような形としております。

早川委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09:52 —

— 再開 09:53 —

早川委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第7号「長門市高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野教育部長 おはようございます。去る6月11日、今6月定例会初日に市長が申しあげました提案説明及び議案説明資料の11ページに記載のとおりでございまして、特に補足説明はございません。

早川委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

松岡委員 おはようございます。まず、この時期にこれを提案された背景等のご説明をお願いします。

大迫生涯学習・文化財課長 なぜこの時期に条例廃止の議案上程かというところになりますけれども、行政財産から普通財産に移行したのちに、福祉事業者さんが移転先として希望されております。その福祉事業者さんの移転スケジュールを考慮した結果、この度の提案とさせていただきます。

松岡委員 この条例が廃止されることによって、具体的にここの管理がどういうふうになるかというのを説明いただけますでしょうか。

大迫生涯学習・文化財課長 この度の条例廃止を行うことによって、行政財産から普通財産へ移管されるという手続きになります。地方自治法238条第4項の規定で申し上げますと、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産のことを行政財産と言わせていただいております。普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産と規定されているところでございます。行政財産の場合、原則として貸付等を行うことが難しいことから、普通財産に所管替えというか、目的替えを行って貸付等が可

能となるということでございます。

重廣委員 こういう名前の施設は市内にたくさんございます。私もちょっと事前に調べたところ、大概のところは高齢福祉課が管理しているんですが、この施設だけは何故か教育委員会ということなんですが、なぜこの施設だけ教育委員会なんですか。

大迫生涯学習・文化財課長 この日置高齢者コミュニティセンターについては、昭和56年建てというところで、その当時のことを詳しく知る方がいらっしゃいませんので、推測の域をちょっと出ませんが、当施設につきましては益習公民館の跡地に建てられており、高齢者の福祉とコミュニティの増進を目的として建設をされております。当時のパンフレットには、老人クラブ等による活用のためにも記載があることから考えますと、旧町時代におきましては、コミュニティの推進や老人クラブの事務局の関係を公民館が行っていたという経緯を考えますと、教育委員会関係の施設として整備され、維持管理を行ってきたものではないかと考えられます。

重廣委員 説明資料には、平成29年以降は定期的な利用がないというふうに書いてあります。28年以前はどのような利用をされておりましたか。

大迫生涯学習・文化財課長 手元の資料でちょっと26年度、27年度、28年度しかないんですが、ご報告させていただきます。住民ホールにおきましては、平成26年度におきましては3回の利用で240名の利用がございます。27年度につきましては5回の利用で406名、28年度におきましては33回の利用で648名の利用があるというふうな集計になっております。

重廣委員 はい、分かりました。そこで、先ほどなぜ今の時期なのかというふうになったときに、次に入られる予定の事業者があらまし決まっておって、その事業者の都合によると言いますか、それにより行政財産から普通財産に移行するというふうに説明されました。もしその事業者の要望がなければ、今のままでずっと行こうと思われていましたか。それとも利用者が少なくなってきたから、いずれは普通財産に返そう、そういう計画か何かあったのか、そのあたりを伺いたいと思います。

大迫生涯学習・文化財課長 令和3年3月に長門市公共施設等総合管理計画第2次アクションプランを策定させていただいております。その中で、日置高齢者コミュニティセンターの個別方針といたしましては、築30年以上が経過し、利用率も低いことから廃止に向けた今後の方向性を検討するということが示されております。この度の移転のお話がなかったとしても、この2次のアクションプランに基づきまして、そういった方向性で進めていくものだとして理解しております。

重廣委員 最後でございますが、この条例を廃止することにより、教育委員会

から普通財産ですから総務になるんですかね。管理されるのは。そちらのほうへ、どこかの課に移行されるということですよ。この入られる予定であります事業者、福祉関係の事業者というふうに聞いておりますが、今度はそれをどの程度の金額で貸与されるとか、賃貸になると思うんですけど、そのあたりは、今この課では分かりませんか。その金額が年間幾らくらいで貸される、月幾らくらいで貸されるという金額が分かれば教えていただきたいと思います。

坂野教育部長 月額が、全体を借りるか、それとも部分的に借りるかというあたりもあるんですけれども、確か4万円から5万円の月額の幅くらいだったと思います。

重廣委員 なぜこれを聞くかと言いますと、今おそらく油谷支所の隣でやっておられる業者ではないかという話を伺っておりますが、今よりも高くなるのか安くなるのか、それが分かれば教えていただきたいと思います。

坂野教育部長 今よりは高くなります。

松岡委員 最近、ここ数年利用がほとんどなかったということですが、地元へのこの件について説明なり、了承なりというのは何かされたりしていますでしょうか。

大迫生涯学習・文化財課長 移転に伴う協議につきましては、事業者さんとの話し合いにつきましては地域福祉課のほうで行っていただいております。地域福祉課のほうで、4月に日置の自治会連絡協議会の総会がありましたが、そのときにご説明させていただくとともに、周辺自治会につきましては周知案内文を戸別配布をさせていただいております。

早川委員長 ほかに、質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 10:05 —